

J:COM ガス supplied by 東京ガス
ずっともガスコース
(選択約款)
— 群馬地区 —

株式会社ジェイコム埼玉・東日本

2022 年 9 月 1 日

目次

1.	対象となるお客さま	1
2.	用語の定義	1
3.	適用条件	1
4.	料金	1
5.	単位料金の調整	1
6.	その他	3
付則		4
別表		6

1. 対象となるお客さま

この選択約款は、東京ガスが定める最終保障供給約款別表第1の供給区域で「群馬地区」に位置付けられ、かつ、3の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。なお、この選択約款は、当社の J:COM ガス supplied by 東京ガス基本約款とあわせて適用いたします。

2. 用語の定義

この選択約款および J:COM ガス supplied by 東京ガス基本約款にもとづくガス需給契約（以下「ガス需給契約」といいます。）において使用する「単位料金」とは、5に規定する基準単位料金または調整単位料金をいいます。

3. 適用条件

この選択約款は、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

4. 料金

当社は別表の料金表を適用して、J:COM ガス supplied by 東京ガス基本約款の規定により算定した使用量にもとづき、その料金算定期間の料金を算定いたします。なお、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算いたします。

5. 単位料金の調整

- (1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回りまたは下回る場合は、次の算式によ

り別表の料金表の各基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第1(4)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} + 0.078 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（1立方メートルあたり）

$$= \text{基準単位料金} - 0.078 \text{ 円} \times \text{原料価格変動額} / 100 \text{ 円} \times (1 + \text{消費税率})$$

（備考）

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格および原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格（トンあたり）

27,350 円

② 平均原料価格（トンあたり）

別表第1の(4)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量および価額から算定したトンあたりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）

およびトンあたりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額とい

たします。ただし、その金額が 74,730 円以上となった場合は、74,730 円といたします。

(算式)

$$\begin{aligned}\text{平均原料価格} &= \text{トンあたり LNG 平均価格} \times 0.4414 \\ &+ \text{トンあたり LPG 平均価格} \times 0.0371\end{aligned}$$

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の 100 円未満の端数を切り捨てた 100 円単位の金額といたします。

(算式)

イ. 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

ロ. 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

6. その他

その他の事項については、J:COM ガス supplied by 東京ガス基本約款を適用いたします。

付則

1. 実施の期日

この選択約款は 2019 年 5 月 9 日から実施いたします。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 6 月 1 日から実施します。

(約款の変更)

2019 年 5 月 31 日時点において株式会社ジェイコムイーストの本名称の約款は、2019 年 6 月 1 日をもって本約款に変更するものとします。

(債権債務の承継)

2019 年 5 月 31 日時点において株式会社ジェイコムイーストが有する債権債務はこの改正規定実施の日において、当社が承継するものとし、その請求その他の取扱いについては、本約款に基づくものとします。

(改正前の規定による手続き等の効力)

前項にて承継を行った当社は、契約者が株式会社ジェイコムイーストの規定に基づき行った行為を、本約款に基づきなされた行為とみなします。

(実施期日)

この改正規定は、2019 年 10 月 1 日から実施します。

(この選択約款の実施に伴う切り替え措置)

この選択約款実施の前日に現に選択約款のずっともガスコース一群馬地区一（2019 年 6 月 1 日実施）の契約が成立している場合には、以下の通り取り扱います。

(1) 2019 年 10 月 1 日以降、ガス基本約款およびこの選択約款をあわ

せて適用します。

(2) 当社は、2019 年 9 月 30 日以前から継続して供給し、2019 年 10 月 1 日から 2019 年 10 月 31 日までに検針等により料金の支払いを受ける権利が確定するものについては、消費税率 8 パーセントとし、本選択約款の変更前のずっともガスコース―群馬地区―（2019 年 6 月 1 日実施）に定める料金表により算定いたします。

（実施期日）

この改正規定は、2022 年 9 月 1 日から実施します。

ただし、2022 年 10 月から 2023 年 2 月分の料金の算定にあたっては、下記の通りといたします。

（5. 単位料金の調整(2)②74,730 円(以下「調整上限」といいます)について)

(1) この選択約款の実施に伴う移行措置として、調整上限を以下の通り読み替えます。

2022 年 10 月適用	48,920 円
---------------	----------

2022 年 11 月適用	54,080 円
---------------	----------

2022 年 12 月適用	59,240 円
---------------	----------

2023 年 1 月適用	64,400 円
--------------	----------

2023 年 2 月適用	69,560 円
--------------	----------

(2) 調整上限は、2022 年 3 月から 5 月までの平均原料価格の 1.6 倍としております。また、各月の平均原料価格が継続して調整上限以上となることが見込まれる場合等には、民法第 548 条の 4 に定める定型約款変更およびガス基本約款の 2 の規定により、見直すことがあります。

(別表第1)

料金および消費税等相当額の算定方法

- (1) 料金は、基本料金と従量料金の合計額の1円未満の端数の金額を切り捨てたものといたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金または5の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 料金に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

料金に含まれる消費税等相当額

$$\text{＝料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率}) \text{ (1円未満の端数切り捨て)}$$

- (4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月

までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑪ 料金算定期間の末日が 11 月 1 日から 11 月 30 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 6 月から 8 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が 12 月 1 日から 12 月 31 日に属する料金算定期間の料金の算定にあたっては、当年 7 月から 9 月までの平均原料価格にもとづき算定した調整単位料金を適用いたします。

(別表第2)

(1) 適用区分

料金表A 使用量が0立方メートルから12立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 使用量が12立方メートルをこえ、500立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 使用量が500立方メートルをこえる場合に適用いたします。

(2) 料金表

① 料金表A

a. 基本料金

1か月およびガスメーター 1個につき	759.00 円 (消費税等相当額を含みます。)
-----------------------	-----------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	154.55 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	-----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

② 料金表B

a. 基本料金

1か月およびガスメーター 1個につき	1,296.10 円 (消費税等相当額を含みます。)
-----------------------	-------------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	109.79 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	-----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

③ 料金表C

a. 基本料金

1か月およびガスメーター 1個につき	7,612.30 円 (消費税等相当額を含みます。)
-----------------------	-------------------------------

b. 基準単位料金

1立方メートルにつき	97.17 円 (消費税等相当額を含みます。)
------------	----------------------------

c. 調整単位料金

bの基準単位料金をもとに5の規定により算定した1立方メートルあたりの単位料金といたします。

(3) 延滞手数料 600 円 (税込 660 円)